

2010年 3月文教常任委員会(予算決算審議委員会)

(こども未来部)

【児童扶養手当について】

(質問)

予算の概要P.8の児童扶養手当についてですが、来年度から支給対象が拡大され父子家庭にも支給されるそうですが、予算額15億2272万円の内、父子家庭分はいくらくらいでしょうか？また、豊中市内には父子家庭世帯がどれくらいおられ、そのうち該当世帯は何世帯くらいでしょうか？

<答弁>

平成22年度の児童扶養手当予算額15億2272万円のうち、父子家庭分は1712万円でございます。

また、豊中市内の父子世帯数についてでございますが、父子世帯数の調査は国勢調査で行われており、平成17年における国勢調査結果における18歳未満親族のいる男親と子どもから成る世帯数は363世帯で、このうち110世帯を対象世帯として予算計上したものでございます。

(質問)

制度が変更されるわけで、新たに支給対象となる父子家庭の方々には何らかの広報を行う予定でおられるのでしょうか？

<答弁>

広報「とよなか」、市ホームページやケーブルテレビでの周知のほか、関係部局と連携し、対象世帯への案内の発送などについても検討してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

児童扶養手当が父子家庭にも支給対象が拡大されたことは喜ばしいことだと思いますが、新たに支給対象となる方々が確実に手当を受けられるように周知徹底を図って頂きたいと要望しておきます。

父子家庭への児童扶養手当の支給については、前々から市として国に要望されてきたと伺っています。その一方で、これまで市独自で父子家庭に対して、児童扶養手当に相当するような支援はされてきませんでした。財政的に厳しいというのが理由だったと思います。今回、国が支給対象の拡大を決定したことにより、父子家庭への児童扶養手当が支給されるわけですが、今年度予算計上されている父子家庭への児童扶養手当額は1712万円ですが、これは国が全額負担してくれるわけではありません。3分の2は市が負担することになり、約1140万円になります。国が制度変更したら、それにあわせて1140万円の予算計上ができるのであれば、どうして、これまでに、父子手当のような形でいくらでも父子家庭への支援ができなかったのでしょうか。これまでも、市民や議会からも要望があったと思いますし、市としても、その必要性を認識されていたわけです。

この件に限らず、地方分権、地域主権が進められる中で、今後、より一層、市としての独自

性、自主性を施策、事業で表して頂きたいと要望しておきます。

【子育てつどいの広場事業について】

(質問)

予算の概要P.8の子育てつどいの広場事業ですが、この事業と各校区で行っている子育てサロン事業の違いは何でしょうか？特別にこの事業をする目的、必要性は何でしょうか？

<答弁>

この事業は、国の地域子育て支援拠点事業のひろば型事業として、本市がNPO法人に委託して実施しているもので、地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い交流を深めるとともに、育児相談なども行っております。集いの広場は、子育てに知識・経験を有する専任職員の配置により、週3回、午前10～午後4時の時間帯で開設し、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っております。

一方、子育てサロンは、社会福祉協議会が校区福祉委員会を中心に、自主的に活動されているもので、子育て中の親子が、他の参加者や地域のボランティアとともに集い、ふれあい、仲間づくりや地域交流を深める場となっており、市内の概ね全小学校区で、月1～2回程度開催されています。

(質問)

事業の委託先がNPO法人大阪国際文化協会となっていますが、こういった契約内容、何年間の契約となっているのでしょうか？この事業は指定管理者制度を活用できないものでしょうか？

<答弁>

子育てつどいの広場事業の委託契約の内容につきましては、URアルビス旭ヶ丘団地の集会所において、子育て家庭の交流や遊びの場の提供、子育て相談や援助、子育て情報の提供、講習・講座などの事業を、無料で実施すること、開設日数、職員配置を定め、1年間の契約といたしております。なお、委託料は445万2千円で、その2/3の296万8千円が国・府補助となっております。

また、指定管理者制度については、「公の施設」の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的としておりますが、子育てつどいの広場事業については、事業のみの委託でもあり「公の施設」の管理は含んでいないため、当制度の活用はできないものと認識しております。

なお、当事業は国の補助要綱においても、市町村が直接実施するか、あるいは市町村の委託により社会福祉法人やNPO法人などが実施することとなっておりますのでよろしく申し上げます。

(意見・要望)

子育てつどいの広場事業の内容については、良くわかりました。また、指定管理者制度の活用ができないこともわかりました。しかし、毎年契約が、ほぼ随意契約のような形で

なされていると伺いました。来年度は多くの市有施設の指定管理者が公募によって選定されようとしています。同様にこの事業についても、随意契約ではなく、幅広く公募によって委託団体を選定すれば良いのではと思いますので、NPO 法人大阪国際文化協会という団体がどういう団体かわかりませんが、ほんとうにこの団体しか出来ない事業なのかどうかを検証するとともに、委託先の選定の公平性、公開性、競争性の確保のためにも公募による委託先の選定を検討して頂くことを要望しておきます。

【保育所事業について】

(質問)

予算の概要P.9の保育所事業についてですが、公立保育所の定員は今年度と来年度、同数にもかかわらず、弾力化等に伴う受け入れ枠の拡大で、今年度より来年度20人の受け入れ枠が増えるのですが、これはどうしてですか？また、参考までに、過去3か年の年度当初の年齢別の待機児童数を教えてください。

<答弁>

公立保育所の定員は同数なのに、受入枠が20人増加する理由についてお答えいたします。

保育は、定員の範囲内で行うものでありますが、待機の状況がある場合には、児童福祉施設最低基準を満たした上で、定員を超えて児童の受け入れが可能となっているものであり、需要の多い1・2・3歳において受入枠を拡大したものでございます。

年度当初の待機児童数の過去3か年の状況につきましては、平成19年度は、0歳児1人、1歳児6人、2歳児4人、3歳児1人、計12人。平成20年度は1歳児2人、2歳児4人、3歳児3人、計9人。平成21年度は、1歳児1人、2歳児8人、3歳児1人、計10人でした。

(意見・要望)

定数の変化と受入枠の変化に違いが生じることについては理解できました。また、毎年毎年、さまざまな要素によって、公立保育所への需要(入所希望数)は変化すると思いますが、その変化に対応するために、受入枠を調整しておられることも理解しました。こういった毎年の対応とともに、将来的に待機児童が解消されていくように、中長期的に、保育所への需要が今後どのように変化しそうなのか、さまざまな角度から調査・研究して頂きたいと要望しておきます。

(質問)

公立保育所の厨房床改修工事とありますが、どういった工事を行うのでしょうか？また、現在、公立保育所の厨房でウェット方式とドライ方式はそれぞれ何か所つつあるのでしょうか？教育委員会の話では、現在検討されている新学校給食センターの建設に伴って、現在、4校ある単独調理校の調理場を全てドライ方式にすることを検討されているようですが、保育課としては、保育所の厨房をドライ方式にしていくことを検討されていないのでしょうか？

<答弁>

市立高川保育所の厨房床面におきまして、老朽化による凹凸箇所が多くみられ、水が溜まるなど衛生的に好ましくない状況であるため、凹凸をなくし、床面に勾配をつけて水はけを良くするものです。

公立保育所の厨房では、現在ウエット方式が17か所、ドライ方式が2か所となっています。

ドライ方式は、衛生的に優れており、労務上も良好なことから、東豊中保育所と蛍池保育所で、建替えや大規模改修の機会にドライ方式に変更いたしました。他の施設におきましてもスペースなど考慮しながら、大規模改修の際に変更していくことを考えております。

(意見・要望)

財政が厳しく、まずは子どもたちの安全確保のための耐震改修が優先的に行われている中では、難しいかとは思いますが、ドライ方式はウエット方式に比べ、衛生的に優れ、労務上も良好とのご見解を伺いましたので、是非とも、ドライ方式への変更に関心をもちたいと要望しておきます。

(質問)

保育所では、給食が提供されているわけですが、給食の食べ残しは毎日どの程度あるのでしょうか？残菜、残飯などの量は1日どれくらいあるのでしょうか？また、調理くずや食べ残された給食は、どのような処理をされているのでしょうか？学校給食課では、現在、給食におけるアレルギー対応を検討されていますが、保育所における給食においては、アレルギー対応についてはどのようにされているのでしょうか？

<答弁>

保育所の給食についてお答えします。

保育所では、食育の取り組みといたしまして、調理過程において子どもたちが芋の皮をむく、豆のすじを取るなどの下準備や、自分のおにぎりは自分でにぎるなどの体験を積み重ねており、給食に期待が持てるよう様々な配慮をしていることから、喫食状況はたいへん良好で、食べ残しの量としましては、少量が容器に付着している程度で量るまでにはいたしません。なお、保護者からも、家で食べない物も、保育所では喜んで食べていますという声も頂いております。

調理くずは、保育の一環として、子どもたちと共に行っています循環型環境の取り組みにおきまして、落ち葉などと共にたい肥作りに役立て、菜園活動を行い、収穫物によるクッキングなど食育につなげております。

また、食物アレルギーの対応につきましては、食物アレルギー等と診断された児童に対し、アレルギー症状を引き起こす食品を除去するとともに、一人ひとりに適した食事となるよう可能な限り代替食品による調理を行っているところでございます。

(意見・要望)

保育所における給食の喫食状況は非常に良いことが分かりました。なんとか、子どもたちには小学校入学後も、しっかりと給食を食べてほしいものです。また、食物アレルギーにおける対応についても代替食品による調理などを行っておられるとのことですが、教育委員会において来年度、小学校給食におけるアレルギー対応について調査が行われるようです。

ので、これまでのノウハウ等についての情報提供をして頂ければと思います。

(質問)

公立保育所及び民間保育所の耐震化率はいくらでしょうか？耐震化計画は策定されているのでしょうか？

<答弁>

公立保育所19か所につきましては、新耐震基準による建物と耐震性を満たす建物5か所を除く14か所につきましては、耐震診断の結果を踏まえ、2か所については、平成22年度耐震化工事を予定しており、内9か所(1s値0.3~0.6)については、耐震改修計画の検討中となっており、残り3か所(旭丘・服部・東丘)は今年度診断中でございます。

同様に、民間保育所30か所の内、新耐震基準による建物と耐震性を満たす建物が11か所、今後、耐震性を確保する改築中及び改築等が予定されてるものが7か所、残り12か所につきましては、耐震性の確認を推奨するとともに、補助金制度をご案内しているところでございます。

(意見・要望)

財政的な面、人力的な面などなど様々な課題、問題などはあるかと思いますが、子どもたちの安全を確保するためには耐震化は必要不可欠です。公立保育所においては、耐震改修計画を検討中とのことで、少しでも早い対応をお願いしたいと思います。

一方、民間保育所については、12の保育所において、耐震診断すらも未だに行っていないとのことで、市としても、市が認可して市に代わって豊中の子どもたちの保育を担って頂いているわけですし、子どもたちの生命を守ることを第一に考え、早急に耐震診断を行って頂くなど耐震化の取り組みを積極的に行うことを求めて頂くことを要望しておきます。

【放課後こどもクラブ事業について】

(質問)

予算の概要P.10の放課後こどもクラブ事業についてですが、国基準で71人以上のクラブは分割運営を行う必要があり、来年度から実施されるとのことで、現行の41クラブから53クラブにクラブ数が増える予定とのことです。さらに、土曜日の開設を行うことで開設日数が10日増加しますが、それらによる人員配置や、人員補充はどのように変化するのでしょうか？

<答弁>

放課後こどもクラブの指導員配置につきましては、現在、各クラブに任期付短時間勤務職員2名と、50名を超えるクラブに児童数25名に対し1名の加配パート指導員を配置致しております。

分割運営の実施に際しましても、学校ごとの指導員数につきましては、概ね変更となりませんが、ただ100名を超える超大規模クラブにつきましては、任期付指導員が担う業務が増大し、クラブの円滑な運営への支障も考えられますことから、パート

指導員に変えて任期付指導員2名を増員し、任期付指導員4名体制をとることといたしております。

また、年間10日の新たな開設に際しましては、任期付短時間勤務指導員は、勤務シフトの変更、すなわち平日の勤務開始時間の繰り下げ等による対応で平常どおりの2人勤務体制をとることとし、加配パート指導員については追加開設当日の事業内容や参加児童数に応じた人員配置としていきたいと考えております。

(質問)

こどもクラブ事業の会費を現行の定額式から応能式への検討もして頂きたいと思っておりますが、現在の利用者のニーズ、利用者の会費の額に対する考えなどの調査をして頂くとともに、開設時間を現行の午後5時までから午後7時までにした場合や土曜日の開設をした場合に発生する費用がどれくらいかかるのか、それらの費用を全て利用者の会費で賄う場合、どれくらいの負担増となるのかといったシミュレーションをして頂きたいと思っておりますが、そういった調査をすることは来年度して頂くことはできないでしょうか？

<答弁>

利用者ニーズにつきましては、今年2月に入会児童の保護者を対象に、開設時間の延長や、土曜日開設、学年延長などについて、会費負担も含め、調査を実施したところであります。今後、この結果を集約・分析し、これらの課題への対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、時間延長や土曜日開設により発生する費用や、会費負担額のシミュレーションにつきましては、実施手法により大きく異なっております。開設時間を何時までとするのか、指導員体制は任期付短時間職員を中心に行うか否か、どのような安全対策を講じるのかなど、さまざまな観点から検討する必要があります。

したがって、今後、ニーズ調査の結果や他市状況を踏まえながら、実施手法を検討し、費用のシミュレーションを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

現行のクラブ会費のままで、利用者の方々へのサービスが向上することにこしたことはありませんが、やはり利用者ニーズに対応するためには一定の経費の増加が予想されます。その経費の増加分を全て市税で賄うのではなく、新たなサービスを受ける利用者の方々の会費で賄えば良いと私は思います。どこまでのサービスをどれだけの費用負担なら受けたいのかということを利用者の方々に考えて頂ければ良いと思います。そのためには、その指標、目安となるものが必要となります。先ほどのご答弁で「様々なサービスを拡大することに伴う費用や、会費負担額のシミュレーションについては、様々な観点から検討する必要があります。今後、ニーズ調査の結果などを踏まえながら、実施手法を検討し、費用のシミュレーションを行う」とのことでした。ぜひとも、さまざまな観点から検討して頂き、来年度中には、一定の調査結果、シミュレーション結果を示して頂くことを強く要望しておきます。

【豊中市立蛍池北青少年運動広場事業について】

(質問)

予算の概要P.10の蛸池北青少年運動広場事業についてですが、運動広場の清掃委託料として132万7000円予算計上されているそうですが、どのような積算をされているのでしょうか？

<答弁>

清掃などの管理に要する費用の内容につきましては、およそ4,400㎡の広場とトイレ設備を、週に5日行う清掃業務や年2回の除草作業、樹木の剪定等の業務に要する費用でございます。

(質問)

運動広場の清掃委託をアダプト制度、もしくは、協働事業市民提案制度を活用して地元の方々や市民公益活動団体などに管理をして頂くことは出来ないでしょうか？これまでに、検討されたことはあるのでしょうか？

<答弁>

ボランティアによる清掃などの管理については、広い敷地であり、どれくらいの範囲や頻度で協力が得られるかなどといった課題があり、全面的にお願いするのは難しいかとは考えますが、たとえば部分的に協力をお願いできないかなど、検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

この蛸池北青少年運動広場ですが、そもそもなぜ青少年課の所管になっているのでしょうか？青少年運動広場と公園との違いは何でしょうか？つまり、管理のノウハウのたけている公園みどり推進課が所管した方が、良いのではないのでしょうか？

<答弁>

青少年運動広場と公園との違いについてでございますが、両施設とも不特定多数の市民が憩いの場として自由に使えるという点からは違いがございません。

しかしながら、青少年運動広場は、青少年の体力の増進及び健全育成を図ることを主たる目的としており、占有使用に当たっては、青少年の自主的、組織的なスポーツやレクリエーションなどに限り認める施設として条例で設置しており、一方公園は都市公園法などを根拠として設置されてものでございまして、施設の位置づけを異にするものでございます。このことから青少年課が所管しております。

施設の一元所管については、位置づけを異にすることから難しいと考えておりますが、青少年運動広場の維持管理につきましては、ノウハウを持つ担当課のアドバイスを受けながら、より良好な維持管理を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・提案)

根拠や目的が異なるとのことですが、やはり違いが分かりにくいですし、根拠や目的はどうあれ、現状の活用のされ方が必ずしも条例で設定されている目的を果たしているとはいえないと思います。

そもそも、この蛸池北青少年運動広場は、公園みどり推進課が施工したそうです。ということもあり、他にも多数の公園を管理しておられる公園みどり推進課が他の公園と同様に

管理された方が効率的、効果的ではないかと思えます。例えば、蛭池北青少年運動広場維持管理業務仕様書の中に、薬剤散布作業の項目があり、「薬剤散布については年2回とするが、病虫害多発の場合は、年間3回～4回行うことがある。散布する薬剤についても、ディブテレックス及びデスカ同等品以上とする。」と記載があります。薬剤散布は、最近では、環境や人体への影響を考慮して、予防的に行われるのではなく、発生した場合に行われる傾向にあり、公園みどり推進課では、害虫が発生した際のみ、薬剤散布が行われています。教育委員会の学校施設化においても同じような対応をされていると思えます。さらに、ディブテレックスは、国の基準を満たした薬剤ですが、それでも有機リン系の薬剤ですので、現在は使用されるところが少なく、その代替品として、除虫菊系の薬剤が使われる傾向にあるようです。そういった知識は、やはり公園みどり推進課さんの方がお持ちではないかと思えます。

また、広場の清掃業務を民間委託ではなく、アダプト制度、もしくは、協働事業市民提案制度などの活用によって、地元の方々や市民公益活動団体の方々に行って頂くことを検討することを要望するとともに、検討する上でも、公園みどり推進課の所管となった方が良いのではないかと思いますので、このことについても部局を超えた議論、検討を行って頂くことを要望しておきます。

【母子福祉センター事業について】

(質問)

予算の概要P.13の母子福祉センター事業についてですが、現在、豊中市母子寡婦福祉会に指定管理委託していますが、来年度で契約期間が満了となります。そのため、来年度に新たな委託先の公募選定を行うと思われませんが、今後のスケジュールと、公募方法、公募選定員は何人で、どういった方々をどういった形で選ばれるのかを教えてください。

<答弁>

公募のスケジュールといたしましては、平成22年度中の早い時期に募集要項の配布を開始し、1か月間の公募期間の後、その後の1か月間を応募受付期間とし、その期間中に現地説明会、応募表明、提案書類の提出を予定しております。

その後、選定委員会による応募団体からの提案書類の審査及び団体との面接を行った後、応募団体の中から指定管理者の候補者を選定いたします。そこで選定された候補団体につきましては、議会へ指定管理者の指定に関する議案を上程させていただく予定でございます。

また、選定委員につきましては、外部より5名の公共サービスに関して優れた識見を有する学識経験者や有資格者を市長が委嘱しておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

指定管理の公募選定については、出来る限り、選定における評価基準を明確にするとともに、評価結果を明らかにして頂き、公開性、公平性、透明性の確保に努めて頂きたいと強く要望しておきます。

【AED設置・普及促進事業について】

(意見・要望)

予算の概要P.14のAED設置に関してですが、市内の様々な施設においてAEDが設置されることは、もしもの際のためには必要なことだと思います。しかしながら、消防庁の発表によると、心肺停止した患者に一般市民が遭遇した際に、心肺蘇生を行う場合、AEDを使用するケースは数%に過ぎないそうです。まだまだ、AEDを利用できない方が多く、また、利用するにも設置場所が分からないケースも多いそうです。せっかく、AEDが市内の様々な施設に設置されたとしても、設置場所や利用方法が周知されていないことで、宝の持ち腐れになっているとしたら非常にもったいないですし、残念なことです。救命力世界一宣言をされた豊中市ですので、そういった懸念は無用なことかもしれませんが、設置とともに、そういったことに対する周知徹底をより一層行って頂くことを強く求めています。

【青少年の健全育成事業について】

(質問)

予算の概要P.10の青少年の健全育成事業のこども・若者文化活動の推進で、体育の日記念事業とありますが、具体的にどのような事業を行っているのでしょうか？
また、若者情報サイト「とよとよ」とありますが、活用状況はどれくらいなのでしょう？

<答弁>

体育の日記念事業につきましては、毎年10月の体育の日におきまして、青年の家いぶきと豊島体育館・武道館ひびき等が連携し、こども英語劇、大道芸などの「ステージ発表」、また、ボランティアスタッフによる模擬店などを開催し、親子のふれあいや仲間づくりイベントを実施しております。なお、平成21年度の来場者数は、1300人となっています。

次に、若者情報サイト「とよとよ」の活用状況ですが、平成19年度では、1200件、平成20年度では、1500件、平成21年度は1月末日現在で2968件のアクセス数となっています。

(質問)

若者情報サイト「とよとよ」ですが、活用状況やウェブサイトの質を考えると、その運営費に45万5000円もかけていることはもったいない気がします。

<答弁>

若者情報サイト「とよとよ」は、制作編集員として応募した若者が若者の視点で地域の情報の取材を行い、自分たちでホームページの作成に取り組み、インターネット上で市内の情報を発信しているものです。

運営にかかる経費は、制作編集員への費用弁償としての謝礼金24万円、専用パソコンの借上げ料11万6千円、回線使用料6万2千円等でございます。

また、目的といたしましては、若者が主体的に取り組む文化活動の一環として、取材や制作編集などの活動を通して、仲間づくりを進め社会参加につなげるもので、現在、7人のメンバーが日常生活の合間を縫っての運営を行っております。

ホームページの内容に更なるものを求めるのであれば、プロに政策を委託する方法もありますが、この事業の目的はあくまでも若者による若者情報サイト運営であり、その目的にかなったものであると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今後の運営につきましては、現有機材を有効に使うなどの削減に努めるとともに情報サイトのPRと制作編集員の募集を行い、さらなるサイトの充実と活用が得られるよう取り組むことにより、青少年の文化活動の促進に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

【青少年団体育成事業について】

(質問)

予算の概要P.10の青少年団体育成事業で、ボーイスカウト・ガールスカウト・子ども会連合会の事業補助として135万7000円が予算計上されていますが、どうしてこれらの団体にはのみ事業補助がされているのでしょうか？目的と必要性をお答え下さい。

<答弁>

この補助金は地域の中での子どもの健全な育成が図られることを目的として、青少年活動団体に交付するものでございます。

この3団体につきましては、青少年の健全育成を主軸とした地域活動を実践し、全市的に公益性をもって展開している団体でございます。

このことから本市は当該団体の健全育成活動を進めていくために必要とする人材育成にかかる「指導者研修会」や「学習・文化活動」などの事業を対象に補助するものでございます。

(意見・要望)

ボーイスカウト・ガールスカウト・子ども会連合会の組織や活動を否定するつもりは全くありませんが、どうしてこれらの団体にはのみ事業補助がされているのかがわかりません。事業補助がなくなれば、活動が継続できなくなるというわけではないと思いますし、ボーイスカウト・ガールスカウト・子ども会連合会に入っておられる方々が、自分たちで会費を集めて活動をされたらよい話ではないかと思うと意見しておきます。市の財政が非常に厳しい状況の中で、本当にこの事業に優先的に予算をつけなければならないのか、もっと他に予算をつける事業がないか、こども未来部全体として、ご検討して頂きたいと要望しておきます。

(教育委員会)

【小学校外国語活動推進事業について】

(質問)

予算の概要P.1の小学校外国語活動推進事業についてですが、来年度、784万4千円の予算計上をされているが、どういった事業を行う予定なのでしょう？

<答弁>

平成23年度(2011年度)から小学校5、6年生におきまして、年間35時間学級担任の指導のもと外国語活動が必修となります。

小学校外国語活動推進事業におきまして、今年度より2年間、拠点校4校におきまして、中学校英語科教員免許を有するなど小学校の外国語活動の指導に造詣の深い方を非常勤講師として配置し、電子黒板を活用した学級担任とのチーム・ティーチング授業など、効果的、実践的な取組みを進めております。

来年度も新たな4校で非常勤講師を配置いたします人件費と、拠点校における研修費・消耗品費として予算計上しているものでございますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

改訂された学習指導要領によると、2011年度からは小学校において外国語活動の授業が本格的に実施されると伺っていますが、そのための教員の育成・研修等の準備はどのように行われているのでしょうか？

<答弁>

小学校の外国語活動の円滑な実施に向けた教員の育成・研修等についてでございますが、拠点校4校では日常的に授業を公開するとともに、文部科学省の指定を受けております東丘小学校での公開研究会を開催し実践的内容の研修に努めております。

また、全体研修会を2回開催し、模擬授業を通して外国語活動の授業のあり方や留意事項について研修を深めており、これら拠点校4校で取組まれた授業案と、全体研修会の映像とともに留意点などをデータ化し各小学校にCDとして配布するなど、情報発信にも努めております。

各小学校では、とよなか「学び」プロジェクト事業を活用し、大学教授や拠点校での非常勤講師の方を招いた校内研修会を実施し、準備をすすめております。

来年度も、新たに4校を拠点校に指定し、新学習指導要領の円滑な全面実施に向けた取組みを継続し、教職員への研修を深めるとともに研究成果の発信に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

今年度、来年度の拠点校4校には、非常勤講師が配置されますが、2011年度から小学校5、6年生で、学級担任の指導のもと外国語活動が必修となると同時に、非常勤講師の配置はなくなってしまいます。つまり、学級担任が一人で外国語活動の授業を担当することになるわけで、本当に現場の方々が対応、対処できるのかが非常に懸念されます。来年度たった1年しかありませんが、出来る限り、現場の先生方が混乱、困惑されることがないよ

うにするための研修、取り組みを積極的に実施して頂くことを要望しておきます。出来ることなら、今年度もしくは来年度、非常勤講師として従事される方々を数人でも、教育アドバイザー、授業支援者として、2011年度以降も活用することを要望しておきます。

また、市民の方々の中には、外国での生活が長かった方、外国語学部や教育学部の学生などなど、外国語や教育に馴染みのある方が多数おられると思います。そういった方々に外国語活動の授業を支援、協力して頂くことを募ってみることを検討して頂きたいと要望しておきます。

【小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について】

(質問)

予算の概要P.2の学校教育審議会の小・中学校の適正規模と通学区域のあり方についてですが、今後の審議・検討スケジュールはどのように考えておられるのでしょうか？

また、小・中学校の適正規模と通学区域のあり方を検討する目的と現状における課題認識についてお答え下さい。

<答弁>

学校教育審議会における審議のスケジュールにつきましては、本年3月19日によっていております諮問ののち、おおよそ6回の審議を経て、平成23年(2011年度)の5月頃に答申をいただく予定となっております。

また、検討の目的及び現状における課題認識につきましては、小・中学校の学校規模の差が広がっており、小規模・過大規模校のそれぞれの教育活動における課題が生じていること。また、小学校41校のうち、14校が二つの中学校に分かれて進学する状況にあり、小・中学校の連携や一貫性のある教育の推進が図りにくいことから、このたび、学校教育審議会に諮問いたすものでございます。

(質問)

小・中学校の適正規模や通学区域のあり方については、国などが明らかにされているかと思いますが、その基準と比べて、豊中市の小・中学校の現状は、極端にかい離しているのでしょうか？また、極端な大規模校や小規模校において、実際に問題、課題となっていることは何でしょうか？

<答弁>

学校の適正な規模につきましては、学級数と通学距離で示されております。学級数につきましては、学校教育法施行規則において、12学級以上18学級以下を標準としており、平成21年度の標準の割合は、小学校では、全国29%に対し本市41.5%。中学校では、全国32.3%に対し本市44.4%となっております。

なお、全国では、標準を下回る学校が約半数を占めるなか、本市におきましては、標準を上回る学校が多い状況でございます。

次に、通学距離につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令によりますと、通学距離が小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内を適正な規模の条件としております。本市におきましては、直線距離ではございますが最長となる地域の通学距離が約2.2kmでございます。

学校における課題といたしましては、小規模の学校においては、人間関係に配慮したクラス編成ができない。子ども同士の切磋琢磨や、多様な考え方、価値観に触れる機会が少ない。部活動の選択が制限される。1学年1担任、教科担任が一人では、教員間の研究・相談ができにくいなどの状況がございます。

一方、大規模校におきましては、一人当たりの活躍できる場や機会が少ない。少人数指導や特別教室等の割り当てに余裕がない。施設利用等に制約が生じる場合があることなどがございます。

(質問)

今回の小・中学校の適正規模や通学区域のあり方を検討することの先に、小中学校の統廃合や小中一貫校なども視野に示れておられるのでしょうか？

<答弁>

「小・中学校の適正規模と通学区域のあり方」の検討につきましては、今後の子どもたちの教育環境をよりよいものにしていくために教育的な観点から学校規模と通学区域のあり方についての検討を進めるものでございます。

ご質問の小・中学校の統廃合や小中一貫校の設置につきましては、答申を基本と置きながら、その後の具体化の段階での検討となってまいります。

(意見・要望)

今回の小・中学校の適正規模と通学区域のあり方を検討する目的や現状の課題等については良く分かりました。さらに、国が示している小・中学校の適正規模と比較して、豊中市の小中学校の規模は、全国的には、かなり標準規模となっていることがわかりました。実際には、標準を下回る小学校は2校(北丘小学校、南丘小学校)、中学校は3校(8中、10中、18中)とのことでした。

今後の子どもたちの教育環境をよりよいものにしていくために教育的な観点から学校規模と通学区域のあり方を検討されるということですので、是非とも、慎重に検討を進めて頂きたいと意見しておきます。

【就学奨励について】

(質問)

予算の概要P.3の就学奨励の就学費貸付制度についてですが、この奨学費制度は2007年に給付から貸付に変わった制度で、そのことによって、少なからず制度を利用される方が減少していると思います。制度を活用しにくいことを解消するために、来年度から、これまでは連帯保証人1名以外に保証人1名を貸し付け条件にしていたものを、連帯保証人1名のみで条件の緩和をされたわけですが、そのことによって本当に利用者が増えるのでしょうか？

<答弁>

奨学金の申し込み要件に保証人を外すことは、申し込みを容易にし、負担軽減にもなります。

また、保証人を見つけることができなかつた方も利用することが可能となり、利用

者が増えるものと考えます。

(質問)

貸付を行う以上、返済をして頂く必要があるわけですが、連帯保証人だけでなく保証人をつけていた時でさえ、他市の状況ですが、この貸付制度の返済状況が8割程度と昨年の決算委員会のご答弁でありました。そんな中で、連帯保証人1名のみで利用できるようになった場合、より一層、返済状況が悪化することは予想されないのでしょうか？

<答弁>

平成22年度(2010年度)から奨学金申し込み後、貸付前に、新たに連帯保証人の印鑑証明書を添えた誓約書の提出を求めるように見直しを行ったことで、返済の意識付けが高まると考えております。

また、債権管理の充実につながることから、返済状況が悪化するとは考えておりません。

(質問)

一方、私立高校入学支度金貸付あっせん制度についても、毎年、損失補償が100万円以上にものぼり、累計で1000万円を超えていると伺っています。このような状況についてどのようにお考えになられ、損失補償が出ないような対策は講じられるのでしょうか？

<答弁>

私立高校入学支度金貸付あっせん制度で金融機関からの融資を受けたあと、利用者によっては、借受人死亡、行方不明、自己破産など家庭状況により返済が不能となった場合に、教育委員会と金融機関との間で交わしています「私立高等学校入学支度金貸付あっせんに関する損失補償契約」に基づき、教育委員会が補償している状況です。

今後は、借受人への返済に対する意義と責任等について自覚するよう指導するとともに、金融機関の債務管理の徹底を求めていくよう検討してまいります。

(意見・要望)

昨年の決算委員会でも述べたのですが、就学奨励のこれらの制度が貸付だから、こういった返済状況や損失補償の課題、問題がでるわけで、やっぱり、私自身は、これらの制度が貸付であることが、そもそも問題なのではないのかと思っています。

就学費貸付を利用しやすくするようとのことで、来年度から、これまでは連帯保証人1名以外に保証人1名を貸し付け条件にしていたものを、連帯保証人1名のみで条件の緩和をされるわけですが、そのことによって本当に利用者が増えるとは思えませんし、これまで以上に返済率は下がると思います。連帯保証人になる条件の中に、その方の所得の下限を設けていないとのこと。すなわち、所得がない方でも連帯保証人になれるのです。そんな方が、どのようにして、債務者本人が返済不能になった時に、代わりに返済をすることができるのでしょうか。民間の貸付において、連帯保証人を設ける場合に、その方の所得を審査対象としないなんて事があるのでしょうか。事前の説明で、「あくまで連帯保証人ではなく、生徒本人が借りて、返済するんです。」とのことでしたが、教育には一定の費用がかかることは十分承知しています。しかし、教育を受けたくてもお金がない子どもたちが、借金をしなければ教育を受けられない制度はおかしいと思います。

財政が厳しいことは、十分理解しているつもりですが、たとえそういった状況であっても、や

は、就学奨励に関するこれらの制度は、給付にすべきだと思います。

制度の利用者が減少していることは、制度を活用する必要のある方が減少してはなりません。返済のことが気になって、つまり借金することを恐れて活用しない方が増えているのだと思います。教育を受けることだけでなく、何をすることも借金をすることは、それぐらい精神的な負担が大きいと思います。

入学支度金貸付あっせん制度についても、同様に、低所得世帯に対し、お金を貸して子どもたちが教育を受けられるように支援するという制度は、利用者にとって、相当なリスクと精神的負担や、将来における経済的不安を強いる可能性が非常に高いと思います。

だからこそ、子どもたちにそういった不安や負担を与えないために新政権は、子ども手当や高校の授業料無償化といった政策を打ち出しているのではないのでしょうか。

財政が厳しくても、奨学費や入学支度金あっせん制度については費用を貸し付けではなく、給付にし、教育を受けたい子どもたちには、リスクや精神的負担、将来における経済的不安を与えない形で、教育を受けられるようにすることを大いに検討して頂きたいとあらためて強く要望しておきます。

【学校施設の光熱水費削減分還元制度について】

(質問)

予算の概要P.4の学校施設の光熱水費削減分還元制度についてですが、予算額はどのように算出されたのでしょうか？

<答弁>

予算の算出につきましては、本年度に初めて取り組む事業であり、予算要求時期が10月であることから、実績等がありませんので、積算につきましては、豊中市地球温暖化防止計画の中に、先進的に取り組みをされた他市学校の結果が紹介されておりますので、その値を参考にしたものであります。また、取り組み期間の間であるため実績要求とならなかったものです。

今後は、できるだけ実績値を基に積算を行いたいと考えております。

(質問)

この制度の未実施校に対しても来年度以降、取り組んでもらうよう努める予定はあるのでしょうか？この制度に全ての学校が必ずしも取り組まれない(取り組みにくい)課題、問題などがあるのでしょうか？

<答弁>

本年度の参加校11校には引き続き平成22年度(2010年度)につきましても、参加継続の依頼を行っております。

現時点ではありますが、数校は継続の意向を聞いております。今後、学校内での検討が行われて、参加の報告があるものと考えております。また、学校が本制度を実施するにあたっての課題や問題についてであります。子どもへの環境学習としての授業時間の多くは、総合的な学習の時間の中で確保されるものであります。総合的な学習の時間で実施する内容は国際理解、福祉、情報など子どもや学校の実態に応じて、年間の活動計画を立案することとなり、全ての学校が環境学習として授業時間の確保

は難しいものがあるのではないかと考えております。

今後、参加校の拡大のため、再度、学校に対し制度の説明や実施校の取り組み内容などの情報提供を行いながら、より多くの学校に参加して頂けるよう努めたいと考えております。

(意見・要望)

環境的にも、教育的にも、経済的にも効果のあるこの制度は、今年度から開始された制度で、小学校8校、中学校3校で取り組まれているわけですが、それぞれの学校で取り組まれておられる毎月の成果、効果については、児童・生徒・教職員、その他、施設の利用者誰もが取り組み内容を分かるような周知に対する工夫はあまりされていないと伺っていますが、ぜひ、取り組み内容、状況を表などにして掲示するなど周知・広報に努めて頂きたいと強く要望しておきます。

また、市内の様々な場所や催しの際に、光熱水費の削減を促進するために、省エネ相談会が電気店や工務店の方々、さらには豊中市民環境会議アジェンダ21の方々によって毎月のように行われています。学校施設における光熱水費の削減についても、そういった方々に協力を依頼して、児童、生徒に光熱水費の削減のノウハウを伝えて頂くような取り組みをより一層して頂くことを要望しておきます。

実施されていない学校については、ぜひとも今後、実施して頂けるように、積極的な働きかけをして頂ければと思います。

【小学校給食について】

(意見・要望)

本会議の一般質問で疑問をさせて頂き、小学校給食における食べ残しが非常に多いことが分かりました。年間77.4トンの残菜、主食のパンが29トン、ご飯が35.7トン。一日の食数にすると2850食分、1年間では、524400食分にもなります。一般質問では時間が短くて、言いきれなかった部分もありますが、給食の目的の一つである「児童の心身の健全な発達のための栄養摂取」が果たされていない可能性があるわけです。実際に、教育委員会としても「1日の栄養摂取量の不足につながる」との認識を示しておられましたし、私も本会議でいくつか提案させていただきましたが、あくまで一例であって、様々なアプローチの方法があるかと思しますので、色んな角度から、何故、子どもたちが食べ残しをするのかについて検証して頂き、調理員・栄養士・教育委員会・現場の先生方が知恵を出し合って、改善に向けた取り組みを行って頂きたいと思っております。また、保護者の方々にも協力が必要かと思しますので、小学校給食における食べ残しの現状を知って頂くような取り組みを早急にして頂きたいと要望しておきます。

また、様々な条件が異なるかとは思いますが、保育所における給食では、「喫食状況はたいへん良好で、食べ残しの量としては、少量が容器に付着している程度で量るまでにはいたしません。」といった状況です。保育所において、子どもたちの喫食率が良好で、数年たてば、喫食率が悪化する要因について、保育所における給食の現状なども研究してみてもと提案しておきます。

【新学校給食センターについて】

(質問)

予算の概要P.4の学校給食の学校給食センターの建て替えの検討についてですが、予算額100万円で、具体的にどういった検討をされるのでしょうか？

<答弁>

(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画に基づいて建設に向けて検討を行っておりますが、新年度の検討委託では、検討が残っている3つの課題の検討を行います。

具体には、個別対応食の検討で、アレルギー、障がい児対応食を実施するための調理の方法や対応が可能なアレルギーの範囲などでございます。

次に、事業手法、事業運営手法でございまして、建設の事業方式とドライ方式で運営することになる新学校給食センターの運営の方式を検討します。

さらに、現在までの検討状況と新年度での検討を踏まえ、今後の建設に向けたスケジュールを作成する予定といたしておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

老朽化が激しい給食センターの状況からして、来年度実施する検討ぐらいで、本当に良いのか非常に不安はありますが、予算の範囲で、出来る限りの調査、検討を行って頂きたいと思います。

また、来年度、アレルギー対応食について検討されるとのことでしたが、既に実施されている保育所におけるアレルギー対応についても、是非とも、調査、研究して頂ければと要望しておきます。

【お弁当作り冊子について】

(質問)

毎年、お弁当づくり冊子を6年生全員に配布しておりますが、配布の目的、必要性についてお答え下さい。

<答弁>

本市では中学校での昼食は自宅からの弁当持参を基本としておりまして、自分でもお弁当づくりを行うことを奨励しております。そのため、体が出来る大切な時期に、栄養のバランスや健康管理に取り組んでもらうことを目的として小学6年生の全児童と各中学校に数冊を毎年配布しております。小学校での家庭科の調理実習などに活用されております。

(質問)

お弁当づくり冊子の配布は、「自分の食事管理は自分でする」ことを目標に一部の学校で取り組まれていたものを、1985年に白黒印刷のものを全校に配布したことが始まりで、1995年には、フルカラー印刷になったと伺っていますが、主たる目的である「自分のお弁当は自分で作る」を実行している中学生はどれくらいおられるのでしょうか？実態調査をこれまで、されたことはあるのでしょうか？

<答弁>

現在のところ、中学生みずからがお弁当を作っている状況については実態調査などを行ったことはございませんので、実際の状況は不明でございます。

(意見・要望)

20年以上もの間、何の実態調査も行わず、目的や理念だけを掲げて事業を行うことに何の違和感、疑問、関心などを持たれなかったのかと思うと非常に驚きです。主たる目的がどの程度、達成されているのか、課題等があるかとは思いますが、税金を使って事業をしている以上、その事業の効果を図るために実態調査を早急にして頂くことを要望しておきます。また、小学校では、家庭科の調理実習などに「お弁当作り冊子」が活用されているようですが、中学校では各中学校に数冊を毎年配布しているにもかかわらず、全く活用がされていないと伺っています。お弁当作り冊子を活用してほしいのは、小学生ではなく、むしろ中学生ですので、中学校での家庭科の調理実習などで活用して頂くなどしながら、お弁当作り冊子を配布している本来の目的である、生徒自らがお弁当を作ることを奨励、啓発して頂くよう要望しておきます。それでも、あまり目的が果たされないようであれば、冊子の配布方法や配布していること自体を見直す必要があるのではないかと意見しておきます。

【コミュニティプラザについて】

(質問)

予算の概要P.7のコミュニティプラザの運営及び地元による自主運営管理への移行についてですが、管理運営委託費として588万円が計上されていますが、2000年度に大池コミュニティプラザが設置された翌年以降、地域諸団体の連携強化や運営経費の削減などをねらいとして、地元の管理運営組織による自主管理で、運営が行われるコミュニティルームの開設が始まり、それらには、税金の支出がほぼないと伺っています。2006年度に既に自主運営管理へ移行している中豊島をはじめ、来年度から自主運営管理に移行する予定の大池、庄内のコミュニティプラザの管理には税金が来年度以降も支出されるのはなぜですか？

<答弁>

コミュニティプラザは、地域住民の学習や交流、また、その他地域活動を行う場を提供し、生涯学習の推進を図ることを目的として設置されています。

平成20年度の中豊島、庄内、大池の3施設を合わせた利用件数は、公民分館・校区福祉委員会・自治会・防犯・PTA等の地域団体が全体の約6割、それ以外の校区を越えた一般団体等が約4割となっております。

このように、コミュニティプラザは、校区内における地域諸団体の活動拠点であるとともに、広く市民の学習の場として活用されており、校区外の市民の方々に開かれた施設であるという点で、コミュニティルームとは設置の趣旨を異にすることから、幅広い市民の方々に施設を円滑にご使用いただくため、使用申込をはじめとした受付事務や安全対策また簡易な施設管理などに対し経費を支出し委託を行うものであります。

(質問)

コミュニティプラザは無料で利用できる施設ですが、いまだき無料で利用できる市有施設はほとんどない中で、利用料を一切とらないのは何故ですか？地元による自主運営管理にするのであれば、管理委託費を払うのではなく、利用料をとるなどして、本当の意味での自主運営をして頂いたらよいのではないのでしょうか？

<答弁>

コミュニティプラザを所掌する公民館では、公民館条例施行規則に基づき料金設定を行い使用料の徴収を行っております。一方、公民館条例では、公用若しくは公益事業のために使用するときには使用料を減免することができるかと定めており、市主催事業や社会教育関係団体等が市民を対象にした事業で使用する場合などについては使用料の減免措置を行っております。

コミュニティプラザにおきましても、地域住民の学習や交流、またコミュニティの醸成などに向けて設置された公民分館・校区福祉委員会・自治会・PTA等、施設の運営管理を委託するコミュニティプラザ管理運営委員会を構成するような団体と、主には各団体構成員のための学習活動等を目的として使用される校区以外の一般利用団体とでは、その使用目的や活動内容が異なる場合が多いものと考えられます。

従いまして、今後、こうした点や施設利用の公平性の観点を踏まえるとともに、自主管理に移行後の施設の利用状況の推移を見極めながら、施設利用のあり方と合わせ使用料の徴収についても検討を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

(意見・要望)

コミュニティプラザを所掌する公民館では、公民館条例施行規則で料金設定を行っている一方で、コミュニティプラザ条例では、料金設定そのものの規定がないと伺っています。他の施設利用との公平性の観点や、受益者負担の観点から、是非とも条例で料金設定を規定し、使用料の徴収を行うべきではないかと意見しておきます。

【就学時健康診断について】

(意見・要望)

現在、豊中市では就学時健康診断を実施されていますが、健診の項目が不足しているとの懸念がされています。就学時健康診断とは、小学校入学前に子どもたちが健康な状態で入学できるようにすることを目的とした健康診断です。学校保健安全法施行令第2条には、検査の項目として、栄養状態・脊椎及び胸郭の疾病及び異常の有無・視力及び聴力・眼の疾病及び異常の有無・耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無・歯及び口腔の疾病及び異常の有無・その他の疾病及び異常の有無と明記されています。つまり、内科・歯科・視力・聴力検診が検査項目として挙げられているわけです。

しかしながら、豊中市では、内科健診による総合的な健診と歯科検診は行われていますが、視力・聴力検診は実施されていません。検診項目の改善については、課題等もあるかと思いますが、まずは、改善に向けての課題の検証と、現在の検診項目で何らかの不具合が生じていないのかの実態調査を早急に行って頂きたいと要望しておきます。その上で、出来る限り、学校保健安全法に明記されている項目を実施できる体制づくりに努めて頂きた

いと要望しておきます。

【AED設置・普及促進事業について】

（意見・要望）

予算の概要P.14のAED設置に関してですが、市内の様々な施設においてAEDが設置されることは、もしもの際のためには必要なことだと思います。しかしながら、消防庁の発表によると、心肺停止した患者に一般市民が遭遇した際に、心肺蘇生を行う場合、AEDを使用するケースは数%に過ぎないそうです。まだまだ、AEDを利用できない方が多く、また、利用するにも設置場所が分からないケースも多いそうです。せっかく、AEDが市内の様々な施設に設置されたとしても、設置場所や利用方法が周知されていないことで、宝の持ち腐れになっているとしたら非常にもったいないですし、残念なことです。救命力世界一宣言をされた豊中市ですので、そういった懸念は無用なことかもしれませんが、設置とともに、そういったことに対する周知徹底をより一層行って頂くことを強く求めておきます。

【市民（体育・レクリエーション）大会について】

（質問）

昨年の決算委員会でも質問し、事業の見直しを求めましたが、来年度の予算にもまた計上されていますので、質問します。予算の概要 P.41に市民体育振興協議会補助金があります。豊中市民体育振興協議会は豊中市体育連盟や豊中市レクリエーション協会などを統括している組織ですが、そのような組織に補助金を出す必要性はあるのでしょうか？また、市民体育大会、市民レクリエーション大会市民体育振興協議会に補助金を支出する必要があるのでしょうか？

＜答弁＞

まず、市民体育振興協議会に対する補助金の支出についてのご質問ですが、スポーツ振興法第22条では、スポーツ振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体に対し、当該事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる、と規定されていますが、豊中市教育委員会ではこの規定に基づき補助金を支出いたしております。

この補助金については、市民体育振興協議会を組織する体育連盟をはじめ、レクリエーション協会、体育指導委員協議会、スポーツ少年団本部へ配分されます。

これら4団体は、それぞれ目的が異なっておりまして、体育連盟では、競技力向上に向けて選手や組織の強化を図るための事業を実施していただき、加えて小・中学生の体力向上や競技力向上にも力を注いでいただいています。

レクリエーション協会は、中・高齢者の方々の健康の保持・増進はもとより、体力づくり、仲間づくりにもつなげていけるための事業を展開されています。

スポーツ少年団に関しましては、発育発達時の子どもたちに必要な様々なスポーツ活動を幅広く体験し、生涯を通してスポーツを愛し、親しむ少年を育成することを目的として、各種のスポーツ事業の実施やリーダーの養成などに努められています。

体育指導委員協議会では、全ての市民がスポーツに親しめるように多方面から研究、

協議が進められており、また、障害を持たれた方のスポーツ活動の協力ができるような研鑽を積むなどの活動が行われています。

以上のように、各団体がそれぞれ活動の内容は異なりますが、青少年の健全育成をはじめ、子どもから高齢者までがいつでも、どこでも、だれとでもスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり、また障害を持たれた方へもスポーツ活動の機会を提供できるように研鑽を積むなど、市民スポーツ振興に対して、極めて公益性の高い活動や事業を展開して頂いていることから、補助金を支出致しております。

次に、市民体育大会と市民レクリエーション大会についてでございますが、市民体育大会は豊中市体育連盟に、市民レクリエーション大会は豊中市レクリエーション協会へ業務委託を行い、合わせて29の事業を実施し、毎年、2万人にも及ぶ多くの市民にご参加いただいているところでございます。

また、市民大会とは別に、体育連盟、レクリエーション協会加盟の各競技団体が主催する大会も実施されておりますが、それらは一様に競技性が高く、またユニフォームに関する制約なども厳しい上に、登録費や参加費など費用面の負担も大きいことなどから、初心者や技量が劣る方々の中には、参加したくても敬遠してしまうケースも多いように聞き及んでおります。

その点、市民大会は、年齢やレベルを配慮して種別を細分化するといった配慮や、ユニフォームなど最低限の決まりごとを守って頂ければ、個人でもグループでも気軽に参加していただけるという利点があります。

また、市民陸上競技大会をはじめ、マラソン大会、駅伝競走大会、サッカー大会で使用する服部緑地陸上競技場、及び補助競技場につきましては大阪府の施設であります。これらの大会が広く豊中市民を対象にした公益性の高い事業であるという判断のもとに、大阪府から優先使用を認めていただいているところでございます。

このように、各種目の愛好者のみならず、初心者やスポーツ経験の浅い方々が気軽に個人やグループで参加いただける市民大会は、スポーツへのきっかけづくりや仲間づくり、また、スポーツをとおした健康づくりなど、誰もが、生涯にわたって一人ひとりの関心や目的に応じて運動やスポーツに親しむ場や機会を提供する上でも、また、継続してスポーツに取り組んで頂く上でも、極めて有効な事業であると考えております。

しかしながら、時代背景などを勘案して考えるなかで、今後は、体育連盟ならびにレクリエーション協会、及びその加盟競技団体と慎重に協議・検討を行いながら、加えて、参加者の方々にも理解をいただき、参加者による負担も含めた大会運営を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

ご答弁で、それぞれの事業についてこと細かくご説明いただきありがとうございました。市民体育大会や市民レクリエーション大会については、参加者による負担も含めた大会運営を検討していただけることですので、是非とも、関係団体の方々とは慎重に議論して頂き、進めて頂ければと思います。

一方で、私は、非常に市の財政が厳しい現状では、市民体育振興協議会に対する補助金についても見直すべきだと思います。協会や連盟などに所属する一部の市民が大会等を行うために多額の税金が使われている事にどうしても理解が出来ません。各協会や連盟に所属している方々が自費で、大会や研修等をすれば良い話ではないのかと思うのです。試

合や大会をしたいのであれば、受益者負担という観点からも税金ではなく、自費で行うべきです。また、市民体育振興協議会に加盟している各連盟や協会等の団体は、どこも設立からかなりの年数がたっており、十分に自主、自立して活動ができると思われます。団体の育成を目的に補助金が出されているわけですが、同じ団体の育成を何十年も行い続けることが妥当だとは思えません。市の財政が非常に厳しく、教育委員会としての予算が削減され続ける中で、本当にこの事業に優先的に予算をつけなければならないのか、もっと他に予算をつける事業がないか、教育委員会全体として、検討して頂きたいと強く要望しておきます。

【体育施設の指定管理委託について】

(質問)

予算の概要 P.41で、体育施設のうち、体育館、武道館ひびき、温水プール及びグリーンスポーツセンターは(財)豊中市スポーツ振興事業団に指定管理としていますが、来年度で委託期間が満了となり、あらためて公募による委託先の選定を行う予定になっているそうです。今後の公募選定のスケジュールと委託先の公募選定員はどういった方々を誰がどのような形で選ぶのか教えて下さい。

<答弁>

公募選定のスケジュールといたしましては、平成22年度中の早い時期に、選定委員を招集させていただき予定をしています。施設見学及び募集要項及び仕様書(案)等の検討を頂き、募集をいたしました後1か月間を公募期間とし、そのあとの1か月間を応募受付期間とする予定です。その後1か月程度の審査期間に3度程度の審査委員会を開催し1団体を選出いたします。そこで選出された団体に対しまして、議会にて議案提出をさせて頂く予定であります。

また、選定委員につきましては、このたび外部より公共サービスに関して優れた識見を有する委員5人(行政法の学識者・社会労務士・税理士 or 公認会計士・スポーツ学識経験者2人)を教育委員会として委嘱しておりますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

体育施設を指定管理者制度によって管理することで、利用者の増加や、経費の削減など効率的効果的な管理運営が行えていると伺っていますが、野球場やテニスコートについても、既に指定管理委託を行っている体育施設と一緒に新たに来年度に委託先を公募選定する際に指定管理に含むことで、より効率的効果的な管理運営につながるには考えられないのでしょうか?

<答弁>

現在、野球場及び庭球場のうち無人施設であるものの管理は、再任用の巡回職員が核施設を巡回することにより施設の鍵の開け閉めや、利用者確認を行っています。ご指摘にあります来年度の公募選定時に屋外施設を含むことについては、より効率的、効果的で、これまでの業務に加え、幅の広い管理運営ができると考えられますので、ご指摘の方向で検討を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

野球場やテニスコートも含めた体育施設の一体的な指定管理を検討して頂けるということですので、是非ともよろしく願いいたします。

指定管理の公募選定については、出来る限り、選定における評価基準を明確にするとともに、評価結果を明らかにして頂き、公開性、公平性、透明性の確保に努めて頂きたいと強く要望しておきます。

【冒険教育（プロジェクトアドベンチャー）について】

(質問)

冒険教育についてお伺いします。先月、会派所属の先輩議員に情報提供いただき、インターン生とともに伊丹市立稲野小学校に行き、冒険教育『プロジェクトアドベンチャー』体験プログラムに参加しました。冒険教育『プロジェクトアドベンチャー』は、心理学や体験学習の手法を取り入れた、参加者の自主性や協調性を養う野外活動を中心としたプログラムです。このプログラムの効果としては、信頼関係の構築、団結力の構築、課題解決に向けた対応力の向上、チャレンジ精神の向上などが挙げられています。

先月参加した体験プログラムでは、兵庫県冒険教育チーフトレーナーの方のもと、冒険教育の説明を簡単にいただき、その後、実際に設置されている設備を使って、体験させていただきました。参加したメンバーで、攻略法をいろいろと話し合ったり、協力しあったり、応援しあったりしながら、いくつかの課題克服に挑戦しました。個人的にはとても夢中になりましたし、達成感や信頼感などを非常に感じる事ができ、確かに子どもたちにとっても達成感や仲間との協力・信頼、問題解決能力、コミュニケーション能力、向上心、リーダーシップ、チームワークなど、様々な面で良い効果をもたらす気がしました。まずは、教職員の方々の研修等でこの冒険教育を活用していただけないか検討して頂きたいと思うのですが、ご見解をお聞かせ下さい。また、先ほど、参加したメンバーで協力し合って課題を克服したといいましたが、教育委員会の職員の方々も数名一緒に参加されていました。その方々はどのような感想をお持ちだったのでしょうか？お聞かせ下さい。

<答弁>

冒険教育プログラムに参加した指導主事からは、全員が協力したり、知恵を出し合ったり、励ましあったり各課題をクリアするたびに人間関係が密になっていく体験ができた。また、各課題をクリアしていく中で、リーダーシップを発揮する人、サポートにまわる人、積極的に声をかける人など人間関係を構築する中で、各個人それぞれの特性などに気づくなど多くのことを感じたとの報告を受けております。

コミュニケーション力や信頼感に支えられたチームワークを養うことができるという効果が期待され、学級づくりの上で子どもたちに、はぐくみたい力や仲間づくりなど学級経営上活用することができると思います。

豊中市教育委員会としましては、施設の整備や指導者の育成等、実施に向けての課題はいくつか考えられますが、本プログラムの手法を初任者研修の一つとして、課題を整理しながら、方法や時期などにつきまして考えてまいりたいと思いますのでよろしく願いします。

(意見・要望)

冒険教育プログラムに参加された教育委員会の方々からも様々な好意的な感想が寄せられたとのことですし、冒険教育の手法を初任者研修の一つとして、課題を整理しながら方法や時期などについて考えて頂くとのことですので、是非とも実施に向けて、ご検討をよろしくお願い致します。

さらに、施設の整備や指導者の育成などの課題はあるかと思いますが、是非とも豊中の子どもたちにも、このプログラムを通して、達成感や仲間との協力・信頼、問題解決能力、コミュニケーション能力、向上心、リーダーシップ、チームワークなど様々な効果をもたらすことができないうか、このプログラムの導入に向けて、前向きにご検討頂くことを要望しておきます。

【私立幼稚園就園奨励金】

(質問)

予算の概要 P11 の私立幼稚園就園奨励金についてですが、国の設定単価が変更されることに伴い、豊中市独自で行われている私立幼稚園児保護者補助金の単価も変更されています。国が増額した額以上に、市の減額した額が多いのはどうしてでしょうか？

<答弁>

私立幼稚園に通う家庭の保護者へは、国の就学奨励費と市独自の保護者補助金の制度があり、市独自の制度は、国の制度に上乘せをして補助をしております。

国は、低所得者への重点化した補助単価を設定しましたが、一部の階層については大きく減額しております。そこで、市独自の保護者補助金では、国の示す最高限度額の範囲内において、21年度(2009年度)とほぼ同額になるように単価を設定しております。

更に、国の補助対象にはない所得世帯についても、減額はしたものの継続して補助を行っております。

なお、予算の概要には、年額で単価の表示をしておりますが、幼稚園の途中入退園者へもきめ細かく対応するため、保護者補助金の金額を定める規則において、月額を50円単位で設定しております。このため、就学奨励費において国が変更した額とまったく同額とはならず、100円の減額となったものです。